

加古川市災害対策本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、加古川市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、加古川市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 市長は、市の区域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるときに本部を設置する。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、防災監をもって充てる。

4 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 上下水道事業管理者

(4) 加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第7号）第2条第1項に規定するもの。

5 本部員は、前項各号に定めるもののほか、必要と認められる者をこれに充てることができる。

6 本部長に事故あるときは、加古川市副市長事務分担規則（平成31年規則第11号）第4条の例により、副市長がその職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部に本部長、副本部長及び本部員をもって組織する本部会議を設置し、本部長がこれを招集する。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策の実施の方針について協議する。

(部及び班)

第5条 本部に条例第3条の規定に基づく部を、部に班を置く。

2 部に部長、部付及び本部連絡員を、班に班長を置く。

3 本部に部長で構成する部長会を置くことができる。

4 部及び班の名称並びに部長、部付、本部連絡員及び班長（以下「部長等」という。）に充てる者並びに部及び班の事務分掌並びに班に属する課等の職員は、別表のとおりとする。

(配備体制)

第6条 部長等は、本部長の次の各号の指令に基づき、それぞれ対応する配備体制をとる。

(1) 第1号配備指令

小規模の災害の発生が予想される場合又は小規模の災害が発生した場合において、少数の人員を配備し、主として情報連絡に当たる配備体制

(2) 第2号配備指令

中規模の災害の発生が予想される場合又は中規模の災害が発生した場合において、所属人員の5割以内の人員を配備し、防災活動に当たる配備体制

(3) 第3号配備指令

大規模の災害の発生が予想される場合又は大規模の災害が発生した場合において、所属人員全員を配備し、防災活動の万全を期する配備体制

2 部長等は、前項の配備体制をとった場合、その人数を直ちに本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、防災活動の終息の度合いに応じて、配備体制を変更するものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

- 附 則 この要綱は、昭和39年6月23日から施行する。
- 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。
- 附 則 この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成元年5月23日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成10年5月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成13年5月30日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年8月15日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年4月4日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成21年6月5日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年4月27日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和3年11月25日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

加古川市災害対策本部設置要綱

各部・各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事 2. 所管する施設等の防災活動及び応急復旧並びに所管する施設における避難所の開設及び運営に関する事 3. 所属職員の動員連絡に関する事 4. 他の部・班の応援に関する事(避難所の開設及び運営に関する業務を含む) 5. 住民の安全対策の実施に関する事
---------	---

◎印は対策本部員、○印は本部連絡員、●印は警戒本部員

部名等	班名(班長)	事務分掌	課等名
総括部 【部長】 ◎総務部長	総括班 ○危機管理担当部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に関する事 2. 災害概要の取りまとめに関する事 3. 気象情報等の収集及び伝達に関する事 4. 防災関係機関との連絡調整に関する事 5. 自衛隊の派遣要請に関する事 6. 災害に係る問合せに関する事 7. 各部との連絡調整に関する事 	防災対策課
	庶務班 ●総務部次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員配備に関する事 2. 県・他市町村への応援要請及び受入れに関する事 3. 他市町村への応援職員の派遣に関する事 4. 災害応急対策の取りまとめに関する事 5. 災害応急車両の借り上げに関する事 6. 災害対策用物資(食糧を除く)の調達に関する事 7. 災害に係る問合せに関する事 8. 各部との連絡調整に関する事 	総務課 人事課 職員課 管財課 契約検査課
広報・情報部 【部長】 ◎企画部長 【部付】 ○●秘書室長	広報・情報班 ●企画部次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に係る広報の実施に関する事 2. 市有財産及び被害状況等の収集及び伝達に関する事 3. 報道機関等との連絡調整に関する事 4. 災害視察者等の応接に関する事 5. 外国人に対する情報提供及び相談に関する事 6. 市内の被害情報の整理に関する事 	秘書課 政策企画課 広報・行政経営課 財政課 情報政策課
調査部 【部長】 ◎税務部長 【部付】 参事(徴収担当) ◎議世事務局長 ●議世事務局次長 ○●選挙管理委員会事務局長 ○●監査事務局長 ○●農業委員会事務局長	調査班 ●税務部次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者及び家屋の被害調査に関する事 2. 被災証明の発行に関する事 3. 災害による市税等の減免に関する事 	市民税課 資産税課 収税課 債権管理課 議事総務課 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局
援護部 【部長】 ◎福祉部長 【部付】 ◎こども部長 ●こども部次長	援護班 ●福祉部次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活支援に関する事 2. 災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 3. 救援物資、義援金等の受け入れ及び配分に関する事 4. 要配慮者(避難行動要支援者を含む)の対策に関する事 5. 社会福祉施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事 6. ボランティアセンターの設置に関する事 7. 被災者の健康相談及び心のケア対策に関する事 	高齢者・地域福祉課 法人指導課 生活福祉課 障がい者支援課 介護保険課 こども政策課 家庭支援課 育児保健課 幼児保育課 こども療育センター
救護部 【部長】 ◎健康医療部長	救護班 ●健康医療部次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護班の編成及び救護所の運営に関する事 2. 医療機関との連絡調整に関する事 3. 被災者の健康相談及び心のケア対策に関する事 4. 感染症対策に関する事 5. 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関する事 6. 炊き出しの実施に関する事 	地域医療課 新型コロナワクチン接種推進課 市民健康課 国民健康保険課 医療助成年金課
環境部 【部長】 ◎環境部長 【部付】 事業担当部長	環境班 ●環境部次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物等の処理に関する事 2. 応急仮設トイレに関する事 3. 災害廃棄物等の応急処理施設及び仮処分地の確保に関する事 4. 環境衛生対策に関する事 	環境政策課 環境保全課 環境第1課 環境第2課 環境施設課

避難対策部 【部長】 ◎市民協働部長 【部付】 参事(人権施策担当) 参事(スポーツ担当) ○●会計管理者	避難支援班 ●市民協働部次長	1. 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関すること 2. 炊き出しの実施に関すること 3. 避難所運営の応援に関すること 4. 埋火葬に関すること 5. 避難対象者の避難支援の実施に関すること 6. 災害にかかる問い合わせ及び相談に関すること 7. 町内会連合会等の連絡調整に関すること 8. 外国人に対する情報提供及び相談に関すること	市民課 人権文化センター 東加古川市民総合サービスプラザ 市民活動推進課 生活安全課 スポーツ・文化課 会計課
	地域活動班 各市民センター所長	1. 所管区域の被害状況、災害対策実施状況等の情報収集、報告に関すること	各市民センター (9カ所)
避難所運営部 【部長】 ◎教育総務部長 【部付】 ◎教育指導部長 ●教育指導部次長 参事(公民館統括担当) 参事(青少年育成担当) 参事(学校教育担当)	避難所運営班 ●教育総務部次長	1. 避難所の開設及び運営に関すること 2. 学校施設の保健衛生に関すること 3. 応急教育施設の確保及び応急教育対策に関すること 4. 児童及び生徒の安全確保に関すること	教育総務課 学務課 学校施設課 社会教育課 学校教育課 青少年育成課 教育研究所 文化財調査研究センター 少年自然の家 中央図書館 各公民館
応急対策第1部 【部長】 ◎産業経済部長 【部付】 参事(市場担当) 参事(観光振興担当)	産業班 ●産業経済部次長	1. ため池等の警戒並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 農林水産関係の被害調査に関すること 3. 商工業者の被害調査及び対策に関すること	産業振興課 農林水産課
応急対策第2部 【部長】 ◎建設部長 【部付】 建築担当部長 参事(技術担当)	土木施設班 ●建設部次長	1. 土砂災害に関すること 2. 港湾、海岸の被害状況の調査及び連絡調整に関すること 3. 応急仮設住宅の建設に関すること 4. 河川及び水路等の警戒に関すること 5. 河川及び水路等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること 6. 道路障害物の除去に関すること 7. 緊急交通路及び避難路に関すること 8. 交通規制に関すること 9. 道路、橋梁等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること	土木総務課 営繕課 公園緑地課 道路保全課 道路建設課 治水対策課
応急対策第3部 【部長】 ◎都市計画部長 【部付】 参事(駅周辺整備担当)	支援班 ●都市計画部次長	1. 被災建築物等の応急危険度判定に関すること 2. 応急仮設住宅(応急対策第2部の所管に属するものを除く。)に関すること	都市計画課 市街地整備課 まちづくり指導課 建築指導課 住宅政策課
消防部 【部長】 ◎消防長 【部付】 ●消防次長 署長	消防班 警防次長	1. 気象及び災害等の情報収集並びに伝達に関すること 2. 他都市消防機関への応援要請及び受入れに関すること 3. 災害による被害の軽減に関すること 4. 被災者の救急・救助に関すること 5. 消防団に関すること	総務課 警防課 救急課 指令課 予防課 防災センター 各消防署
上下水道部 【部長】 ◎上下水道局長	上下水道班 ●上下水道局次長	1. 応急給水に関すること 2. 上下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること	経営管理課 お客さまサービス課 施設課 配水課 下水道課

※兼務発令者について災害対策本部設置時は本務の業務に従事することとする。